

# フランスの失業給付

中 上 光 夫\*

## I. 2000年改革前の失業給付の変遷<sup>1)</sup>

フランス失業保険制度の給付支給の原則は、その保険料率に似て、その初めからしばしば変化してきた。新しい協約が結ばれたり、協約への追加条項ができるたびに、また経済状況に合わせて、手当の支給方法や支給水準が再定義された。

### 1. 支給期間と支給割合

当初、失業補償の最長期間は9ヶ月すなわち270日であった。その補償割合は、前の賃金の35%であった。補償は、国が与える援助を補完する補足として考えられていた。求職者は、当時、その仕事や居住市町村によるが、総額で以前の報酬の80%や95%に達しうる手当を受け取っていた。しかしながら、1960年初め、権利終了のために ASSEDIC から抹消された失業者が激しい騒動を引き起こし、補償期間の270日への限定が問題となった。労働者諸団体はそのことを UNEDIC の理事会に伝え広めた。

既に1958年の交渉の間、労働者諸団体は補償継続期間の制限に反対していた。しかし、CNPF は持ちこたえた。経営者団体にとって、12ヶ月の限度を超えると、制度の均衡が損なわれるおそれがあったし、無制限の補償は「常習的失業の出現」を引き起こす可能性があったからであった。

だが、権利終了の求職者の63%が50歳以上であるのに、彼らは補償された手当受給者の3分の1でしかないということをつららかにした調査の後で、失業手当の算定方法における特殊な状況（年齢、職業や雇用条件など）への考慮が増大することになる。こうして、1960年から、40歳以上の人は手当を60日延長され（最長360日）、50歳以上の人は手当を210日延長され（最長510日）、そして、60歳以上の人は手当を300日延長された（最長600日）。その上、10年や15年の労働を証明できる求職者には、それぞれ30日か60日の追加的補償が与えられることになった。40歳未満の者の最長補償期間については、前の270日の代わりに、300日とされた。

1961年11月に、新たな追加条項が協約に付け加えられ、補償の最長期間を、40歳未満の者に対して300日を330日に、50歳以上の者に対しては600日に、60歳以上の者に対しては720日にした。さらに、その条項は、退職年齢（65歳）到達前の1年間において権利の期限満了に達した失業者に対して、退職まで手当の特典を維持することを始めた。1963年には、手当の最長期間は、50歳未満の者

---

\*東洋大学国際地域学部教授

に対して330日が365日に、50歳以上の者に対しては600日が609日に引き上げられた。そして、65歳までの手当の維持は、61歳8ヶ月の手当受給者にまで拡大された。社会パートナーの有力な考えは、高齢失業者により有利な保護を提供するシステムを設立することであった。

## 2. 通減制の始まり

1967年7月に、失業手当の通減制の最初の原則が現れた。そのころ、『積極的通減制』が問題となっていたが、それは、失業の最初の3ヶ月間(当時、失業登録の平均期間に相当)をよりよく補償しようとするものであった。この時、最初の91日間は前の賃金の40.25%(国の援助は含まない)、その後は35%の割合で補償された。1974年3月に、補償期間は新たに延長されたが、重要な改革は、手当の支給割合が、今後は受給者の年齢に応じて変化することになったということである。50歳未満の場合、規則はそのままである。すなわち、91日の補償期間は40.25%の割合で、その後の274日間は35%(補償期間は全部で365日)、しかし、50歳以上55歳未満では、40.25%の割合の補償期間は182日になり、その後35%の割合が427日続く。55歳以上58歳未満では、40.25%の割合で365日間支給され、その後の365日間は35%で補償される。58歳以上では、受け取れる失業補償は730日間にわたり、前の基準賃金の40.25%であり、61歳8ヶ月でまだ失業補償されている失業者の場合は、65歳まで35%であった。

## 3. 失業保険財政の変化と給付条件の変化

1974年から解雇数が増加し、経済は永続する構造的失業に直面していく。しかし、人々はまだ、危機は一時的なものでしかないかのように生活していた。失業の増加に直面しても、社会パートナーと政府は、求職者の補償条件の改善を図っていた。補足待機手当(Allocation supplémentaire d'attente : ASA)は経済的理由による解雇の犠牲となった労働者を対象に、他の給付(国の公的扶助と失業保険制度の手当)に追加して支給された。こうして、ASAは、失業者が収入をまるまる維持することを可能にした。これらの給付の総額は、実際のところ、失業手当の合計を、前の賃金総額の90%すなわち、おおよそ前の手取り賃金に等しいものにしていった。1979年から1982年までに、ASAは少し不利な特別手当によって取って代わられた。それは通減制の最初の原則、つまり給付額は失業が長引くと低下するという原則を取り入れた。しかし、いくつかの場合には、とくに求職者が職業養成を受け、養成手当を受給するときには、彼は以前の報酬の110%まで受け取ることが可能であった。この「良き時代」は長くは続かなかった。

1982年11月24日のデクレは、社会パートナーとの合意なしに政府によって出されたもので、拠出金を引き上げ、給付一手当の金額と支給期間をドラスティックに引き下げた。待機期間が設けられた(法定補償を上回る解雇手当と有給休暇に応じて待機期間が計算された)。退職年金受給まで手当を支払うという原則は廃止された。そして、保険料拠出期間と補償期間がリンクされることになり、長く拠出すればするほど、長く補償されることになった。その結果、最長補償期間に達したという理由で名前を抹消される手当受給者数は、月に、2千から3万に増加した。1年で、補償される

失業者の数は30万人も減少した。1983年末に100億にも達した赤字であったが、こうした節約策が財政問題を終わらせた。

こうした状況において、単一補償制度の永続性が問題となった。1984年1月11日に、社会パートナーと国の間で、2つの補償制度—保険制度と連帯制度—を分離することを定める協定が調印された。新協定は2つのタイプの手当—基本手当 (l'allocation de base) と権利終了手当 (l'allocation de fin de droits) —を設けた。経済的理由で解雇された者への特別手当は廃止された。補償期間は、賃金労働が12ヶ月未満の手当受給者の場合は引き下げられ、基本手当の支給期間は減らされた。しかし、財政的困難はついて回った。1986年の新しい協定は、拠出金を増額させると同時に手当をさらに引き下げた。

経済成長の回復とともに失業者数は安定化し、1988年には失業保険財政は16億フランの黒字となり、UNEDICの財政状況は再建された。この年、手当受給者が報酬の支払われる養成を受けることができるようにする養成再就職斡旋手当 (AFR) が新設された。1989年末の交渉は良い条件のもとで開かれ、1990年7月1日の協約は、養成を受ける求職者のために新しい手当を創設(その後廃止)し、失業手当を併給しうる「短縮された労働 (l'activité réduite)」の原則を拡大し、養成再就職斡旋手当 (AFR) 受給者のために、旅費手当と宿泊手当を設けた。1990年末に、黒字は36億に達した。

だが、1990年から突然に急激な失業の悪化が始まった。保険料を拠出する労働者の数は52万人減少する一方で、失業者数は1990年半ばと1993年末の間で80万人増加した。UNEDICの財政は同じ速さで悪化し、1992年末に、赤字は245億フランに達し、1993年末には、330億フラン弱になった。

1991年12月と1992年7月に、社会パートナーによって2つの協定が調印された。基本手当と権利終了手当は単一逡減手当 (AUD) によって取って代わられた。AUDの金額は、その名前が示すように、失業が長引くにつれて低下する。それでも財政悪化を抑えるには十分ではなかった。財政の悪化は続いた。失業保険制度の自立原則を問題にし、ANPEと成人職業養成協会 (AFPA) を併合してUNEDICを再編成することで「雇用の大公共事業 (« grand service public de l'emploi) 」の中に失業保険制度を統合するという労働大臣ミシェル・ジロー (Michel Giraud) の脅かしに直面して、社会パートナーは1993年7月に新たな合意に達した。法定額を超える労働契約破棄手当金に応じて計算される待機期間が設置されたり、非公然の職業労働の場合の処罰が非常に厳格になったり、年齢に応じて権利開始条件変わるなど、給付は改めて切り下げられた。結局、1991、1992、1993年の3つの協定により、UNEDICはほぼ500億フランを節約した。しかし、失業保険へのアクセスを制限する条件(最後の8ヶ月のうち4ヶ月の拠出)のために、約65万人の求職者が補償を受けられなくなり、1995年からは、毎月、権利終了に達したほぼ5万人の失業者が国の連帯制度やRMIに回された。こうした措置により、失業の増加が安定するのに伴って、1996年から、UNEDICは年度末に黒字を計上できるようになった。

2000年までの失業補償の諸原則を定めた1997年1月1日の協約は、年末に120億フランの黒字を予想した。社会パートナーは、失業手当の逡減制の原則を維持しつつ、少し譲歩することを決め、逡

減制が始まらない入口期間は4ヵ月から6ヶ月になった。4ヶ月間しか拠出しなかった失業者に支払われる手当からの25%の控除は廃止された。25歳未満の受給者は、今後はすべての受給者と同じ割合で補償されることになった。老齢保険に160四半期加入した求職者を対象とする高齢失業者手当(ACA)が創設された。

苦難に遭遇しながらも、失業保険制度は、失業者の補償条件を制限しながら、常に責務を果たそうとしてきた。設立以来、保険料率は1%から6.18%になった。手当の金額は全体として低下したにしても、支給期間は拡大した。1999年には、求職者(50歳未満)で最近24ヶ月間で14ヶ月拠出した者は、失業の最初の9ヶ月間、前報酬のおよそ60%相当の失業手当を受給した。次いで彼はさらに21ヶ月間補償され、6ヶ月ごとに17%減少する手当を受け取る。もし彼の失業が続くならば、国が彼を引き受け、毎月およそ2500フランの特定連帯手当(ASS)を彼に支給する(彼が独身で他の収入源がない場合)。

## II. 失業と失業者の諸定義<sup>2)</sup>

失業者としてみなされるためには雇用がないだけでは十分でなく、失業保険制度から補償されるためには失業しているだけでは十分ではない。手当を受給するための条件を明らかにするためにも、また、しばしば曖昧な失業と「短縮労働」と養成の間の境界を明確にするためにも、失業の観念と補償される失業の観念を想起することが必要である。

### 1. 失業の定義

ILO 事務局にとって、次の条件を満たすすべての人は失業者とみなされる。すなわち、

- 雇用がないこと。パートの労働や短期の労働や無償労働を行っているすべての人は除かれる。
- 働くことができること(15日以内に)。
- 実際に求職中であること、すなわち、探している雇用の性質や雇用を見つけるために行った求職活動を明確に述べられること。

ANPE は少し異なる失業の定義をおこなっている。ANPE にとって、失業者とは次の人である。

- 雇用がないか、当月中に78時間未満の労働を行っている。
- 一時的に用事がある(家庭の事情、学業上の理由、健康上の理由、研修という理由など)という理由で提供された雇用を拒否しない。
- 実際に求職活動を行う(そして、その証拠を持ってこられる)。
- ANPE のリストに掲載されている(登録は ASSDIC にて行われる)。

### 2. 求職者の8カテゴリー

労働法典は、求職者を明確に区分けされた8つのカテゴリーに区別している<sup>3)</sup>。

1. 期間を限定しないフルタイムの職を探している、すぐに働ける失業者
2. 期間を限定しないパートタイムの職を探している者
3. 有期、臨時、季節の雇用（超短期の雇用も含む）を探している者
4. 養成中などですぐには働けないが、求職中の失業者
5. 職に就いている者で、他の職を探している者
6. 期間の限定のないフルタイムの別の職を探していて、積極的な求職活動をしなければならないが、労働法典 R. 311条3項-3 (1°) の意味において、すぐには働けない者
7. 期間の限定のないパートタイムの別の職を探していて、積極的な求職活動をしなければならないが、すぐには働けない者
8. 有期、臨時、季節の別の雇用（超短期の雇用も含む）を探していて、積極的な求職活動をしなければならないが、すぐには働けない者。

これらの8つのカテゴリーに、「求職を免除された者」のカテゴリーが追加された。失業保険によって補償される57歳6ヶ月以上の人、または連帯制度によって補償される55歳以上の人である。

カテゴリー1は、雇用担当省の「月次バロメーター」として利用されているもので、公式失業指標となっている。1994年5月13日のコンセイユ・デタのアレテに従い、月に78時間以上働いていた求職者は、1995年7月以来、もはやカテゴリー1に分類されず、カテゴリー6に分類される。その代わりに、月に78時間未満の労働であった求職者は、「すぐに働ける」« *immédiatement disponibles* »とみなされ、カテゴリー1に分類されたままになる。

## 2. 補償される失業者と補償されない失業者

失業手当を受給するために、求職者はいくつかの要件を満たさなければならない。

ANPEが必要とする要件は次の点である。

——求職者として登録されていること。1998年1月1日以降、登録は、もはやANPEではなく、Assedicで行われる。

——身体的に労働に適していること。病気の場合、疾病保険金庫がAssedicの代わりになる。

——効果的かつ継続的に求職を行っていること。積極的な求職活動を行っていないと、登録抹消の原因となる。ANPEの雇用の申し出を拒否したり、研修 (*formation*) を受けることを拒否したりすることも登録抹消の原因となりうる。

さらに、求職の行為は、関係者が当然にも就くことができる雇用に関係していなければならない。

これらに条件に、UNEDICが求める次の条件がある：

——最近の8ヶ月のうち少なくとも4ヶ月、失業保険に加入した企業で働いたこと、それ故拋出したこと；

——最後の職を自発的に辞めていないこと。雇用の非自発的喪失だけが失業手当への権利を開く。しかし、全国労使同数委員会の第10決議と第10の2決議は、失業手当への権利を開く正当な辞職のいくつかのケース（配偶者や内縁の相手について行くこと、賃金の不払い、事業主の違法行為の結

果など)を取り上げている。

この一連の条件を考慮すると、すべての求職者が補償されるわけではない。既に職があるが別の職を探しているカテゴリー5の人々は手当を受け取らない。彼らが連帯雇用契約(CES)を結んでいれば別である。その場合には、たしかに彼らは失業手当の受給権を持っている。彼らの手当金は、短縮労働の場合の規則に従い、労働時間(週20時間)に比例して計算される。

カテゴリー1, 2, 3, 6, 7, 8の求職者には、十分に抛出しなかったために、失業手当の受給権を持たない者もいる。それは、主として、最初の職を探している若者である。最近8ヶ月間に4ヶ月未満しか働かなかった人々もまた、そうである。補償されない失業者の中には、手当請求をしなかった人々がおおよそ15%いる。

有給であれ無給であれ、養成を受けている失業者は、カテゴリー4に分類される。また、補償されるが失業者とはみなされず、仕事のない人々もいる。

転換契約(*convention de conversion*)を結んでいる人々は、解雇され、転換手当を受け取っていても、求職者としては登録されない。1985年以降、57歳6ヶ月以上(失業保険の受給者)と55歳以上(連帯制度の受給者)の高齢失業者は、失業手当の受給権を失うことなく求職活動を行うことを免除され、もはや求職者リストに載らなかった。

#### 4. 季節的失業者

季節的失業者とは何か。ASSEDICは、事故や予測できないことで突然生ずるわけではない非労働の期間が含まれる雇用に就いているすべての人を季節的失業者とみなしている。実際に、失業保険の規則は、補償されるためには、失業は、偶然に、予測できないような形で起こったものでなければならないと明記している。

ここで、2つのカテゴリーの季節的失業者が区別される。

——どんな分野の労働を行っているのであっても、3年間連続して年の同じ時期に失業している労働者。

——いわゆる季節的セクターで働いている労働者。このセクターは、失業保険規則の第6決議に明記されている。材木伐採業、余暇・バカンス地、プロスポーツ、観光業関係の季節労働、農業の季節労働、そしてカジノ・ゲームセンターといったセクターが示されている。

1997年5月1日以前、季節的セクターの労働者の失業期間、および連続する3年間、毎年同じ時期に失業する労働者の失業期間はまったく補償されなかった。季節的失業の職業の移り変わりや、1年の他の期間において労働供給がないという性質を考慮して、社会パートナーは規則を手直しすることを決めた。1997年4月18日の全国労使同数代表委員会の決定(5月1日施行)以来、季節的労働の2つの契約の間の失業期間は減額率で補償され得ることになった。失業手当の金額は、最近の12ヶ月間に労働した日数に応じて計算される。Assedicは、日額基準賃金を決め、次いで、働いた期間に応じて係数をつけることとした。例えば、1年に5ヶ月だけ働くスキーのコーチの労働に対応する係数は12分の5であり、それだけ少ない手当を受け取る。

## 5. 失業補償の補償率

潜在的に補償を受けられる人々の全体、すなわちカテゴリー1, 2, 3, 6, 7, 8の求職者および求職を免除された人は、1997年12月31日において、439万人である。このうち、232万5千7百人が補償されていた。183万1千2百人は失業保険制度によって、49万2千5百人は連帯制度(国)によって補償されていた。失業者と求職免除者の総数に対する(失業保険と連帯による)補償された失業者数の割合を示す補償率(le taux de couverture)は、1993年末には61.1%であったが、1997年には52.9%であった。失業保険制度だけから補償される失業者の補償率もまた、1993年末の51.1%から1997年末の41.7%へ低下した。およそ2人に1人の失業者は手当を受給していないことになった。

## III. 失業保険制度の諸給付

失業者への手当の支給は、おそらく ASSEDIC の最も良く知られた任務である。「ASSEDIC に留まっている」とか「ASSEDIC をもらう」と言うこともある。それはまた、ASSEDIC の職務の最も複雑な面でもある。支援の多様性、資金財源の雑多性、支給条件の多様性、そして特にこうしたことの絶え間ない変化が、ASSEDIC の支給する手当や援助を理解することを難しくしてしまった。

### 1. 雇用復帰支援手当 (l'allocation d'aide au retour a l'emploi : ARE)<sup>4)</sup>

2000年12月4日に政府によって認可された新協約一雇用復帰援助と失業補償に関する協約一は、2001年7月1日以降に登録した新たな失業者に対して、手当の逡減制を廃止するとともに、「雇用復帰支援計画 (le plan d'aide au retour a l'emploi : PARE)<sup>5)</sup>」を設立した。こうして、単一逡減手当 (AUD、後述) は、期間内において逡減しない新たな「雇用復帰支援手当 (l'allocation d'aide au retour a l'emploi : ARE)」に取って代わられることになった。

雇用復帰支援手当 (ARE) は現行のフランス失業保険制度<sup>6)</sup>の給付の基本となるもので、給付期間と給付額は手当受給者の年齢と保険料拠出期間に応じて算定される。この手当の対象となるのは、2001年7月1日以降に新規に登録した失業者であるが、その外に、それ以前に求職登録した失業者で PARE を選択した者も対象となる。

ARE の受給要件としては、次の点があげられる：

1. いかなる職業労働 (activite professionnelle) も行っていないこと、
2. いかなる職業養成も受けていないこと、
3. 労働中断前の一定期間のうち一定以上の保険料拠出期間があること、
4. 仕事を自発的に辞めたのではないこと、
5. 住所地に最も近い ASSEDIC に求職者登録を行い ANPE のリストに載っていること、
6. 効果的かつ永続的に求職活動を行っていること、
7. 60歳未満であること、
8. 身体的に雇用に適していること、

9. 季節的失業者でないこと、  
10. 原則としてフランスの居住していること。

4. の点について、手当を受給するには、労働者は、非自発的に雇用を奪われたのでなければならないが、労働契約の中断は、経済的動機による解雇であっても、個人的動機による解雇であっても、有期契約の期間満了によるものでも非自発的とみなされる。原則として、自発的退職（すなわち、辞職）の場合、労働者は失業手当を受給できないが、配偶者が新たな職に就くために転居するので辞職するというような手当支給が適法と認められる辞職もある。

5. について、原則として、最後の労働契約終了後12ヶ月以内に登録する。

6. について、ASSEDIC の点検に答えられるように、求職活動の証拠(求人への応募の手紙や応募への返信など)を保存し、コピーを ASSEDIC に送る方がよい。57歳6ヶ月以上の者もしくは160四半期以上年金制度に拠出した55歳以上の者は、申請により求職活動を免除される。

7. の点について、満額の年金を受給するための場合、65歳未満であればよい。

表1 雇用復帰支援手当 (ARE) の給付期間 (2003年1月1日以降の労働契約終了の場合)

加入期間	年齢	補償期間
最近22ヵ月中の9ヶ月 (182日又は910労働時間)	—	7ヵ月 (213日)
最近24ヵ月中の14ヵ月 (426日又は2123労働時間)	50歳未満	23ヵ月
	50歳以上	23ヵ月
最近36ヵ月中の27ヵ月 (821日又は4095労働時間)	50～56歳	36ヵ月 (1095日) <sup>?)</sup>
	57歳以上	42ヵ月 (1277日) <sup>?)</sup>

出所：Claude Lobry, *Droit du travail et Securite sociale*, Chiron, 2004, p.128.

表2 雇用復帰支援手当 (ARE)<sup>9)</sup> の給付額 (2004年7月1日時点、単位：ユーロ)

基準賃金 (SR) (月額) <sup>9)</sup>	手当の算定方法	手 当 額	
		日 額	月 (30日) 額
SR ≤ 1000.40	基準日額賃金の75%	—	—
1000.40 < SR ≤ 1096.04	最低手当	25.01	750.30
1096.04 < SR ≤ 1818.82	基準日額賃金の40.4% + ARE の定額部分 (10.25€)	25.01～34.61	750.30～1038.30
1818.82 < SR ≤ 9904.00	基準日額賃金の57.4%	34.61～189.50	1038.30～5685.00
SR > 9904.00 (UNEDIC の上限)	基準日額賃金上限の57.4%	189.50	5685.00

出所：表1と同じ。

## 2. 単一通減手当 (L'allocation unique dégressive : AUD)<sup>10)</sup>

単一通減手当 (AUD) は、ARE ができる前までフランスの失業保険制度の最も基本的な給付であった。それは、十分に拠出した失業者に支給される失業手当であった。AUD は、1992年の協約によって始められ、その原則は変わらなかったが、その後何度も修正された。AUD は、前に存在して



いた失業の諸手当（基本手当、特別基本手当、権利終了手当）に取って代わるものであるので単一と言われ、その金額は失業が長引くにつれ規則的に低下するので逡減的といわれた。単一逡減手当を受給するためには、求職者として登録されていなければならず、身体が労働可能であること、仕事を探していること、失業保険に十分に拠出していること（最近の8ヶ月間に少なくとも4ヶ月）、退職年齢に達していないこと、自ら辞職したのではないことが必要とされる。失業保険は、重大な過失のために解雇された場合にも、こうした雇用の喪失が非自発的であることを考慮して、補償を行う。

AUD の金額の算定は次の方法で行われる。ASSEDIC は、最近の12ヶ月間に受け取ったグロスの報酬（ボーナスなどの特別手当を含む）を合計する（もし求職者が12ヶ月未満しか働いていないならば、12ヶ月の代わりに、場合により、4、6、8ヶ月がより用いられる）。ASSEDIC は、得られた金額を基準期間の日数で割る（求職者が最近12ヶ月間働いたときは、この日数は365日である）。こうして ASSEDIC は、日額基準賃金（le salaire journalier de référence : SJR）を決定する。

日額手当（1日あたりの AUD）の金額は、SJR の40.4%に相当する部分と、それに付け加えられる定額部分とから構成される。こうして算定された金額が日額基準賃金の57.4%を下回る場合は、日額基準賃金の57.4%に留めておかれ、定額部分は加算されない。

例：月に12000Fを稼ぐ賃金労働者が解雇された。彼はそれまでの12ヶ月間に12ヶ月働いた。彼の日額基準賃金（SJR）は  $(12,000 \times 12 = 144,000 / 365 =) 394.52F$  である。

ASSEDIC は、それから、次のような計算を行う：

$(394,52 \times 40,4\%) = 159,38$ 、 $159,38 + 60,70$ （定額部分） $= 220,08F$ 。

ASSEDIC は、この金額が SJR の57.4%を下回っているかどうかを見る。

$(394,52 \times 57,4\%) = 226,45F$

ASSEDIC はこの結果を考慮して、求職者に毎日、日曜や祭日も含め、226.45Fを支払うことになる。

計算の結果がなんであれ、支給される日額手当の金額は、補償の初めにおいて、フルタイム労働基準の最低手当を下回ることはない。日額手当は、その名称が示すように、就業日であろうとなかろうと毎日の分が、毎月月末に支払われる。それは、したがって、月の日数倍される（30か31、2月の場合は28か29）。

支給期間（受給権のある期間）は、職を失う前の拠出期間に応じて決定される。1998年において、給付を受けるには、求職者は、労働契約終了前の8ヶ月間のうち、少なくとも4ヶ月間拠出していなければならなかった。4ヶ月拠出の場合、この人は4ヶ月間 AUD を受給する。24ヶ月間のうち14ヶ月間拠出した失業者（50歳未満）の場合、補償期間は、通常の支給率で9ヶ月、次いで、逡減率の期間が21ヶ月で、この期間中、失業手当は6ヶ月毎に金額の17%が減じられた。その後、失業者は権利終了を迎えた。AUD は、最初は常に通常の支給率で支払われた。その後、失業が長引くと、AUD は6ヶ月毎に、受給者の拠出期間や年齢に応じて、8%ずつ、15%ずつ、17%ずつが段階的に減少していった。AUD が最低水準に達すると、逡減が行われなくなった。最長補償期間は、50歳未満の求職者の場合で30ヶ月、55歳以上の人の場合で60ヶ月までであった。<sup>11)</sup>

AUD の支給は労働契約の終了後にしか開始されない。補償開始は常に8日間延期される。さら

に、手当の請求者が、法定最低限を超える契約破棄手当や有給休暇（どちらか一方か両方）を受け取っている場合は、ASSEDIC は、75日を超えない範囲で、より長い待機期間を算定することになっていた。

AUD を受給する失業者は退職年金のために拠出をする。1997年において、手当受給者の退職年金ポイントを有効にするために、80億フランが退職年金金庫に支払われた。この年に、毎月、およそ2百万の求職者がAUD を受給し、登録が繰り返されること（雇用復帰後に新たな失業期間が発生）を考慮すると、1997年に、AUD の名称で給付を受けた失業者数はほぼ6百万人に達する。AUD は、労使の拠出金を財源とし、1997年には900億フランが拠出され、失業保険制度で最大の規模の制度となっていた。

2001年の新協定により、原則としてAUD はARE に代わられることになったが、2001年7月1日以前の求職登録者で、PARE を選択しない者などには引き続きAUD が適用されることになっていた。

### 3. 短縮労働と失業手当 (Activité réduite et allocation chômage : ARAC)

単一逡減手当の原則の下で、社会パートナーの解釈の変更によって設けられた措置である。パートタイム労働を行っていたり、月内の労働時間を減らしている被補償労働者は、賃金のほかに、失業手当の一部を受給し続けることができる。それが、ARAC (短縮労働と失業手当) の原則である。求職者に、失業手当への受給権を全面的に失わせないで労働の世界と再び関係を持つことができるようにするために、パートタイム労働でもよいから再開させるよう促すということである。支給される失業手当は、短縮された労働の期間が月に136時間を超えず、前の賃金の70%を上回る収入をもたらさないという条件で、短縮労働によって得られた報酬と併給される。求職者は、最長18ヶ月間しか短縮労働の規則の恩恵を受けられない(50歳以上や連帯雇用契約(CES)の適用者を除く)。

手当に支給対象から減らされた、それ故補償されない日数を計算するために、ASSEDIC は、短縮労働の名において得られた賃金を日額基準賃金(SJR)で割る。

1990年代末で、毎月、平均して28万人の手当受給者が短縮労働の名の下に補償されていた。それは、失業保険制度の手当受給者全体のおよそ13%になった。短縮労働で働く失業者は1991年には5%でしかなかったが、その後大きく増加した。1997年に短縮労働の場合に支給された給付総額は6億4千万フランとなり、それは『支給されなかった』給付総額が3億5千4百万フランであることを表していた。

### 4. 高齢失業者手当 (L'allocation chômeurs âgés : ACA)

高齢失業者手当(ACA)は1997年1月1日の協約で設けられた措置で、老齢保険に160四半期拠出した60歳未満の失業者に、つまり、40年間働いた求職者に60歳まで手当への受給権を開くものである。この手当でも逡減制の原則が解釈変更されており、彼らはより大きな補償を受けられるようになっていく。これは失業しているために雇用代替手当(ARPE)から給付を受けられない多数の高齢

失業者が申し立てた要求に応えることが、社会パートナーにとっての問題となっていたのである。

ACA は、AUD と同様の方法で、ボーナスなども含む前の総賃金をベースにして計算されたが、AUD と違って、その額は逡減的ではない。ACA は、支給期間全体にわたって（すなわち、退職年齢に達するまで）単一逡減手当の最初の支給率に等しい。ACA は失業保険の拠出金を財源としている。この措置の実施以来1997年12月31日までで、5万7千人がACA で補償された。彼らは平均して月に7730F を受け取っている。1997年に、44億フランがこの措置の名の下に支払われた。2001年12月31日で廃止された。<sup>12)</sup>

### 5. 協力契約 (Les conventions de coopération)

この措置は、失業保険の資金の一部を雇用創出援助に充てようとする試みの一つで、1995年1月以来設けられている。その目的は、8ヶ月以上前から登録している失業者の再就職斡旋を促進して、長期失業対策に貢献することである。この措置は、ASSEDIC による経営者への援助を通じて、求職者が雇用されるようにするというものである。協力契約の枠内で求人採用する企業は、協力契約が続く最長12ヶ月の間に、手当受給者に支給される AUD の金額に相当する援助を、補償期間の範囲内で、受け取ることができる。その代わりに、経営者は、協力契約の恩恵を受ける労働者への支援額に少なくとも等しい報酬を彼に支払う。場合によっては、報酬が少なくとも SMIC あるいは労働協約が定める最低額に等しくなるように、賃金の補足を行う。一方、協力契約を適用される労働者は、労働協約が適用されるので、もはや求職者ではない。彼は自分の社会保護に対して、とりわけ失業保険に対して拠出する。かくして彼は、労働協約が延長されない場合、給付を受けられる補償への権利を回復することになっていた。

### 6. 雇用代替手当 (allocation de remplacement pour l'emploi : ARPE)

雇用代替手当 (ARPE) は、1995年9月6日に社会パートナー全体によって調印された協定から生まれた。この手当は、退職年齢に達する前に仕事を辞めたいと考える58歳の労働者たちに対して支払われるが、彼らが辞める企業に、労働時間数に等しい採用によって彼らの辞職の埋め合わせをしてもらうという条件が課される。

この手当を受給するためには、まず、労働者は自分の雇用主の合意を得なければならず、ついで、老齢保険への160四半期 (40年) の拠出や失業保険制度への12年の加入、最後の雇用主のところでの最低1年の勤続を証明しなければならない。失業保険に172四半期拠出した労働者は、年齢の要件なしに退職することができる。

ARPE の手当金額は、仕事をやめる前の12ヶ月間の平均総月収(グロスの月額賃金の平均)の65%であるが、社会保障の上限の4倍を超えたり、FNE の特別手当の最低額(1998年で1日163.55F)を下回することはできない。受給者は、老齢補足年金のために、ASSEDIC の労使同数代表雇用介入基金という特別基金によって援助される基金に拠出し続けなければならない。この手当は60歳—受給者が退職年金の受給権を得る年齢—に達するとすぐに支給されなくなる。

代替りの人の採用は経営者が辞職を認めてから3ヶ月以内に行われなければならない、この代償的採用は、仕事をやめる労働者が有期契約を結んでいた時を除いて、必ず期間の定めのない契約の形をとらなければならない。代償的採用は、見習い対象や交代制の養成契約の形をとってはならず、採用に対するどんな他の援助（CIE型あるいは協力契約）を受けることもできない。

この措置は失業保険制度にとって重荷になっていた。一件のARPEの平均総費用は20万Fを超え、1997年に、労使の拠出金が財源とされたこの措置に、ほぼ60億フランが用いられ、特別基金—労使同数代表雇用介入基金—に充当されていた。2003年1月1日に廃止された。<sup>13)</sup>

## 7. 養成再就職斡旋手当 (L'allocation de formation reclassement : AFR)

失業の一つの原因は、仕事の進化に結びついた新技術に労働力が適応していないというだということ認識して、社会パートナーは1988年にAFRを創設した。その目的は、職を奪われた労働者をより良く社会復帰させるために彼らの知識を新しいものにすることができるようにすることであった。

養成再就職斡旋手当を受給するには、求職者はAUDによって補償されていなければならなかった。もし求職者が1年以上の養成を受けることを希望するならば、さらに、6年間のうち3年間の職業活動を証明しなければならない。AFRが受給できるためには、養成はいくつかの基準を満たしていなければならない。養成は、特に、週に20時間以上、全期間で40時間以上でなければならず、3年を超えることはできず、ASSEDICに承認されていなければならない。

AFRの主要な利点は、AUDとは違って、逓減しないということである。養成中の求職者に支給されるAFRの金額は、養成に入る時点で受給しているAUDの金額に等しい。これは、一定の最低額を下回ることはできず、前の賃金の75%を超えることもできない。AFRは逓減制の原則を免れ、養成の全期間、一定の率で支給されるが、養成の終了時点で、もしその失業者が新しい職業を斡旋されないならば、彼に支給されるAUDは、逓減制が続けられていた場合に到達するはずのレベルで計算される。

1997年1月1日の協約はAFRの受給要件を制限し、受給者は、補償の最初の182日の間にAFRの申請をしなければならないことになった。この受給制限は社会パートナーによって決定されたが、その後、国のAFR離れが進んだ。この措置の設置以来、国はこの措置の費用の80%を出資していたが、1997年には、国は出資を半分に切り下げ、もはやAFRに割り当てられる金額の40%しか出資しなかった。

AFRは、2001年の新協定後は、雇用復帰支援養成手当 (AREF) にとって代わられる。<sup>14)</sup>

## 8. 諸々の社会基金

各ASSEDICは、金銭的な困難に遭遇した求職者を援助するために社会基金を持っている。1961年に作られたこの仕組みは1997年に、いろいろなASSEDICの間の支援金の配分をより良く調整するように作り直された。

こうした社会基金は、困窮した状況への対処（関係する金額のほぼ半分）、養成講座の受講（3分の1以上の金額）、再就職斡旋の促進や権利終了の手当受給者の支援といったことに支援金を出せる。

社会基金の支援を受けるためには、申請者は次に該当しなければならない。

—— 失業保険の名において補償される手当受給者であること、もしくは手当受給者であった時から1年経っていないこと、

—— 補償されない求職者であるが、申請の前の18ヶ月のうち4ヶ月の労働を証明できること。

1997年10月に実施された UNEDIC 理事会—1997年7月2日開催—の決定以来、各 ASSEDIC の社会基金の金額は、もはやその年に支給された手当総額の2%に等しい『引き出し権』からは構成されていない。全国レベルで決定される全体予算は、補償される手当受給者数に応じて—もはや支給される手当の平均額に応じてではなく—諸々の ASSEDIC の間に分配される。

労使同数代表委員会によって資金供給される支援は、ASSEDIC 管理部の管轄に属し、こうした資金供給は、匿名で審査された書類に基づいて行われる。

ASSEDIC の社会基金は4つのタイプの支援に充てられる。

(1) 再就職斡旋への支援：再就職斡旋への支援は、個別の申請に基づき、各 ASSEDIC の労使同数委員会によって支払われる。

—— 養成への支援：養成講座を受けることを希望し、登録費・書類費用・教育費を支払うことのできない求職者は社会基金の支援を申請することができる。社会基金はまた、養成が申請者の自宅の近くで行われない場合、旅費と宿泊についての援助を与えるための権限も持っている。

—— 求職への支援：労使同数委員会は求職費用の資金供給に援助を与えることもできる。これらの援助としては、特に次のものがある：広告・新聞の購読・職業用装備の費用、移動引っ越し費用（二重居住）、臨時の旅費。

(2) 住居と旅費に対する支援：家賃・水道・電気の支払、旅費の支払、および居住や設備の費用の支払の援助申請に関して、失業者の申請を引き受けている。1997年の改正以後、ASSEDIC はもはやこうした支援をするために自ら乗り出してはいない。

(3) 緊急支援：例外的に重大な事態に対処するための緊急支援は、ほとんど即座の判断を必要とするので、ASSEDIC の局長 (directeur)、その事務局の委託者、あるいはこの種の活動を専門とする、契約を結んだ社会機関により行われる。こうした援助は例外的性格を持つもので、申請者は繰り返してそれを求めることはできない。

(4) 権利が終了した手当受給者に対する支援：失業保険の受給権を使い切ってしまった求職者には、僅かな金額の援助が行われうる。この申請は ASSEDIC の局長によって審査され、全国総予算の枠内で支給される。

## 9. ASSEDIC の他の給付

上記の給付の外に、ASSEDIC により条件付きで行われる一連の支援がある。それは次のものである。

- 旅費と宿泊の手当。この対象者は、自宅から15キロメートル以上離れたところで養成を受ける求職者である。
- 死亡手当。補償期間中に死亡した手当受給者の配偶者（内縁も含む）に支払われる。
- 外国人労働者が出身国で社会復帰する際の慣例的な援助。

## IV. 国の負担で支給される手当

失業者に対する『単一窓口』政策の展開に関する政府と社会パートナーの間で締結された協定に則り、また、ASSEDIC のノウハウと緻密な組織網を利用する目的で、国は、国の予算から出資する支援策を実施する使命を失業保険に委ねている。失業保険制度は、実施条件と報酬の条件を明らかにした取り決めの枠内で、この使命を果たしている。

### 1. 特定連帯手当 (L'allocation de solidarité spécifique : ASS)

特定連帯手当 (ASS) は失業保険の権利を使い果たしてしまった求職者に支給される。失業保険の手当は定められた期間支給されるので、求職者が権利終了になると、長期失業者は連帯制度に移る。ASS は6ヶ月間支給され、もし手当受給者が要件を満たすならば更新できる。

ASS を受給するには、失業保険の権利が終了した失業者は、収入が既定の上限を超えてはならない。失業者はまた、労働契約の終了前の10年間のうち賃金労働が5年間あることを証明しなければならない。55歳以上の失業者は、一定の割増しされた ASS を受給する。彼らは、割増 ASS の金額が失業保険の金額を超えているならば、失業保険の代わりに割増しされた ASS の受給を請求することができる。ASS は期間の条件なしに支給される。しかしながら、その受給権は6ヶ月毎に再検討される。

ASS と賃金との部分的併給は、労働時間数が手当の支給開始以来750時間を超えないという条件で、可能である。この上限の時間に達すると、手当の支給は停止される。この上限時間は、3年間以上の求職者、50歳以上で最近18ヶ月のうち12ヶ月失業していた者、そして16ヶ月間失業している RMI の受給者には適用されない。手当の支給額については、表3参照。

90%以上の場合において、ASS の受給開始は権利終了で失業保険を退出したことから生じている。1992年の AUD の設置とともに、ASS へ加入する動きは加速された。こうした加速化は、1992-94年の雇用市場が非常に悪化したことによって説明される。ASS への加入は1995年からは緩慢になり、もはや4~5%しか増加しない。1997年12月には、ASS で補償される求職者はほぼ50万人を数えた。このために、年に140億フランがかかり、国の連帯基金から支出された。国はこの給付をまかなうために、公務員の報酬から1%を徴収した。1999年初頭にも約50万人の受給者がいたが、2002年

末には約38万人まで減った。<sup>15)</sup>

表3 特定連帯手当 (ASS) の給付額 (2004年1月1日時点、単位：ユーロ)

家族状況	月収額	手当月額
単身者	0～550.40	412.80 (=13.76€×30日)
	550.40～963.20	月収-963.20
	963.20超	無
夫婦	0～1100.80	412.80
	963.20～1513.60	月収-1513.60
	1513.60超	無

ASS 手当日額：13.76€ (2004年1月1日時点)、30日の月の場合。 出所：表1と同じ。

## 2. 社会参入手当 (L'allocation d'insertion : AI)

政府は、失業保険に権利を持たず、社会復帰が非常に困難な求職者を援助するために、社会参入手当 (AI) を設置した。AI は、失業手当への権利を開くのに十分なだけ働いていない (それ故、拠出していない) ある種の失業者に支給される。その対象となるのは最も弱い人々—移民労働者、労働災害・職業病犠牲者、難民、釈放された被拘留者 (刑務所当局の証明書所持者) 一である。

AI を受給するためには、これらの人々は、求職者として登録されねばならず、かつ、登録前12ヶ月のうちに、既に社会参入手当 (AI) を受給していないことと、月々の収入が上限を超えていないことが必要であった。社会参入手当は非常に低額の援助である。その手当月額については、表4参照。AI は収入条件付きで支給されるので、収入が一定額を超えていると支給されない。AI の金額を算定するためには、配偶者 (内縁も含む) の収入も含めて、あらゆる収入が考慮されるが、家族手当と住宅手当は除かれる。仕事の部分的な再開の場合は、AI の金額は、ASS の場合と同じ規則に従い、労働によって得られる賃金に応じて減額される。この手当は6ヶ月間支給され、一度更新されうる。社会参入手当には国の連帯基金から出資される。2000年を挟んで、AI の受給者は大きく増加した。<sup>16)</sup>

表4 社会参入手当 (AI) の給付額 (2004年1月1日時点、単位：ユーロ)

家族状況	月収額	手当月額
単身者	0～581.40	290.70 (=9.69€×30日)
	581.40～872.10	月収-872.10
	872.10超	無
夫婦	0～1453.50	290.70
	1453.50～1744.20	月収-1744.20
	1744.20超	無

AI 手当日額：9.69€ (2004年1月1日時点)、30日の月の場合。 出所：表1と同じ。

## 3. 特定待機手当 (L'allocation spécifique d'attente : ASA)

特定待機手当 (ASA) は、ASS を受給する高齢失業者対象の措置である。それは、1998年6月に創設され、老齢保険に40年間拠出した60歳未満の求職者に、月にグロスで1750F の一括手当が得られ

ようにするもので、彼らが ASS (または RMI) と合わせて月最低 5 千フランが得られるようにするものであった。ASA は既に受給している社会的最低限 (ASS または RMI) に補足として追加支給された。この手当は国によって創設されたが、ASSEDIC によって支給されていた。

ASA を創ることで、国は、多数の連帯制度の手当受給者から出された要求に応えたいと考えた。1997年1月1日以後、失業保険制度から補償された失業者は高齢失業者手当 (ACA) を受給する。ASA の措置は、雇用代替手当 (ARPE) を受給できない—ARPE という早期退職年金の措置は代償的な働き口がある場合にしか支給されなかったので—求職者により良い補償を与えることを目的としていた。失業保険への権利を使い尽くしてしまって国の連帯制度によって補償されていた同じ状況の求職者たちが、同等の措置すなわち彼らに最良の手当を受け取れるようにする措置を利用できないというのは不公平に見えたからであった。

例：16歳で働き始め、53歳で職を失った人の場合。45ヶ月間失業保険から補償され、権利終了になった後で、彼は1ヶ月前から ASS を受給している。現在56歳である。彼の ASS (彼は55歳以上なので割増が付く) は6月の場合、1日に114.94F で、30日で3448.20F である。彼に支給される ASA は1741.69F であるから、彼の収入は月にネットで5189.94F となる。

この手当は、ASA への受け入れ条件が満たされ続ける限り、6ヶ月毎に、無期限に更新されうるものであった。新制度では、ASA は年金同等手当 (Allocation équivalent retraite: AER) によって代替された。<sup>17)</sup>

#### 4. 職業養成の研修参加者の報酬

—養成再就職斡旋手当 (AFR) を取得する条件を満たさない失業者は、国や地域圏が報酬を支払う養成研修を受けることができた。これらの養成は政府によって認められていなければならなかった。もし研修受講者が失業保険や国の連帯制度 (ASS, AI) の対象者であったなら、彼らは ASSEDIC を通して報酬を受け取るようになった。この措置は1991年に単一窓口政策の一環として始められた。

ASSEDIC によって支給される手当を受給しない研修受講者は CNASEA (全国農業経営構造整備センター) の管轄に属した。ASSEDIC は、研修受講者の毎月の申告に応じて研修の報酬を支払った。1990年代末で、職業養成中の研修受講者の報酬は月に4070.40F であり、月に約9千人が職業養成研修受講者として報酬を受け取り、年にほぼ4億1千2百万フランがこの措置に割り当てられた。

### V. 高齢失業者への援助

早期退職年金は、社会パートナーと国の、失業を減らそうとするためのお気に入りの武器の一つである。早期退職年金は、高齢求職者により良い収入を保証することを可能にすると同時に、若い労働者に雇用へのアクセスの供給を可能にするものである。労働市場から退出する早期退職年金受給者は求職活動を免除され、『満額』年金の受給年齢になるまで収入を受け取る。



## 1. 社会パートナーによる収入保証 (la garantie de ressources : GR)

1972年に、社会パートナーは収入保証と呼ばれる早期退職年金制度を設けた。それが、彼らが実際に始めた最初の早期退職年金の仕組みであった。この補足手当は失業手当に追加支給され、場合によっては公的扶助に追加して支給され、退職の時まで、前の賃金の70%の収入を保証した。この早期退職年金を受給するためには、60歳以上で解雇されていなければならず、社会保障に15年間（1973年に10年間に引き下げられた）拠出していなければならなかった。」(GR-解雇) 労使同数特別委員会が、不当解雇や年齢の偽装を避けるために、個々人のケースについて評価する役目を負った。1977年には、収入保証の特典は、自発的に労働を止めた60歳以上の労働者に拡大され、「辞職の収入保証」(GR-辞職) (la GR-démission) と呼ばれた。

GRの早期退職年金受給者は彼らの以前の報酬の70%を受け取っており、こうした受給者数の増加は失業保険制度の財政にたいへん重荷となった。1982年11月に、収入保証の手当額は、新規受給者に対して、前の賃金の65%に引き下げられ、社会保障の上限を超える賃金部分については50%に引き下げられた。1983年4月には、退職年齢の引き下げとともに、GR-辞職は廃止された。GR-解雇 (La GR-licenciement) も同じ1983年7月に廃止された。だが、この年金を受給中の人々は、早期退職年金の受給開始時に取得した権利に応じて、給付を維持された。

## 2. 国による FNE 早期退職年金

1963年から、国は、早期退職年金に資金供給する目的で全国雇用基金 (Fonds national pour l'emploi : FNE) を創設した。1981年に連帯契約が設けられ、国と連帯契約を締結した企業の55歳以上の高齢労働者は、若者の雇用を可能にするために、辞職したりパートタイムで働くことができることになった。その時、彼らは辞職者向けの早期退職年金 (une préretraite démission) か段階的な早期退職年金を受給することになる。1982年の退職年齢の60歳への移行の時に、FNEの援助は55歳以上の人が利用できることとなった。この早期退職年金の手当は、国によって、一部は失業保険制度によって資金供給された。1997年において、国はFNEに166億フランを出資したのに対して、失業保険制度は14億フラン出資していた。

### (A) 解雇早期退職年金 (La préretraite licenciement)

解雇者向け早期退職年金 (手当) は、経済的解雇の範囲内で職を失った労働者に、その事業主が国と全国雇用基金 (FNE) の特別手当協定を結んでいるという条件で、60歳まで所得を保証する。この給付を受給するためには、申請者は、個人としてこの協定に加入しなければならず、労働契約の終了時に57歳以上でなければならず、社会保障に10年以上拠出していること—そのうちの1年は協定調印企業で従事した仕事であること—を証明しなければならない。給付受給者は、職業労働を再開する給付が停止され、労働を止めると給付支給が再開される。給付額は、社会保障の上限 (2002年1月1日現在で、2352ユーロ) の範囲内の部分では前の賃金の65%で、上限の1倍から2倍の賃金部分では50%である。最低日額が保証されており、毎年改訂されている。この給付から社会拠出金が天引きされる。(1998年において、社会保障1.7%、CSG6.2%、CRDS0.5%、合計で8.40%) SMIC

より低い給付には社会保障と CSG の拠出金は課されない。

#### (B) 段階的早期退職年金 (La préretraite progressive)

段階的早期退職年金は解雇早期退職年金と同じ論理を取り入れている。事業主はあらかじめ国との協定に調印していなければならない。しかし、この早期退職年金は受給者がパートで働いて得た収入と社会保障を同時に受け取ることを可能にしている。この手当（早期退職年金）を受給しようとする労働者は事業主と国の間で結ばれた段階的早期退職年金協定に加入しなければならない。彼は55歳と65歳の間でなければならないが、正確な年齢は事業主と国の協定で定められた規定によって変化する。この協定はフルタイム雇用から、労働時間が当初のフルタイム雇用の最大50%となるパートタイム雇用への変更について規定している。請求者は、社会保障制度への加入と企業への所属について、解雇早期退職年金の場合と同じ条件を満たさなければならない。

ASSEDIC は、社会保障の上限の範囲内では以前のグロスの賃金の30%にあたる手当を支給することで、上限の1倍から2倍の部分では賃金の25%の手当を支給することで、賃金の喪失部分を補う。事業主は協定に従い、以前のグロスの賃金の40%から50%の賃金を維持する義務を負っている。社会拠出金の全額が天引きされる。(所得総額が SMIC よりも低い手当受給者は CRDS だけを払う)。<sup>18)</sup>

## VI. その他の給付

### 1. 特別転換手当 (L'allocation spécifique de conversion : ASC)

転換契約 (convention de conversion) の措置は、行政による解雇認可廃止の結果を予防するために、1986年に社会パートナーによって設けられた。この措置は、解雇された労働者の速やかな再就職斡旋を促すことを目的としていた。転換契約は2001年7月1日以後廃止された。

廃止以前、経済的解雇を行うどんな企業も、解雇する個々の労働者に転換契約 (une convention de conversion) への加入を提案しなければならない (労働法典 L 321条13項 1)。労働者は同意しても拒否してもよい。転換契約に加入するためには、労働者は、その企業における最低2年の勤続、57歳未満であること、加入時点において労働に適していること、同一の職業活動を再開しないことを証明しなければならない。これらの条件が満たされて加入すると解雇予告 (préavis) が行われずに労働契約は解消される。解雇予告手当は支払われない。その代わりに、特定転換手当 (ASC) が、労働契約の終了以後待機期間なしに、6ヶ月間その人に支給される。この手当の受給者は ASSEDIC に登録してはならない。彼は失業者とはみなされない。その反面、毎月状況申告届を記入し、ASSEDIC に返送しなければならない。その申告届で、労働の再開や病気停止などのあらゆる変更を知らせるのである。

転換契約へ加入することにより、解雇された労働者は、特定転換手当 (ASC) の受給に加えて、求職活動において個別化された支援を6ヶ月間受けることができる。彼は ANPE の専門チーム—転換職斡旋専門組織、また幹部の場合、幹部雇用協会 (Association pour l'emploi des cadre : APEC)

一によって支援される。彼はそのとき、能力水準評価や職業適性評価を受けたり、求職の訓練を受けたり、場合によっては、300時間という限られた期間の養成を受けることができる。転換契約は、その名前が想起させるものとは逆に、労働者が転職するのを援助することを目的としてはおらず、速やかに転職斡旋がなされることを目的としているので、こうしたことが行われた。転換契約の期間中の労働者を雇う事業主は、前の事業主が支払わなかった2ヶ月の解雇予告金 (preavis) と同価値の雇用援助を受給することができる。

転換契約を選択した被解雇労働者は、転換契約の期間中ずっと ASC を受け取る。ASC は、転換契約の最初の2ヶ月間はグロスの賃金の83.4%であるが、次の4ヶ月間は70.4%となる。ASC からは8.6%の社会控除が天引きされる。社会控除とは、社会保障拠出金、CSG、CRDS、補足年金拠出金に充てられるものである。転換契約が続く6ヶ月間が終わったときに転職先が斡旋されていない場合、労働者は求職者として登録することになる。その時、彼は、労働契約終了時点の彼の賃金に基づいて算定され AUD を受給することができる。しかし、AUD が逡減しない完全な割合で支給される期間は75日短くされる。

また、ASC に加入した個々の労働者のために、前の事業主は、2ヶ月の解雇予告手当に等しい金額—いくつかの条件において低く見積もられることがあり得る—を ASSEDIC に支払う必要がある。この金額に、労働者一人につき一定額の一括金が追加徴収され、養成資金に繰り入れられる。事業主、UNEDIC そして国から集められた資金は、転換契約管理協会 (AGCC) によって管理される。この資金が、転換契約に加入中の労働者の支援、補償、養成の財源に充てられる。1997年において、ほぼ14万人が関係する転換契約に、およそ70億フランが割り当てられていた。2001年の新協定後は、雇用復帰支援手当 (ARE) に統合された。<sup>19)</sup>

## 2. 賃金保証制度 (Le régime de garantie des salaires)

賃金保証制度を管理する労働者債権保証制度管理協会 (L'association pour la gestion du régime d'assurance des créances des salariés : AGS) は、1974年における1973年12月27日法施行の際に、CNPF (フランス経営者全国評議会) と CGPME、CNMCCA (全国協同・農業信用共済組合連盟) によって創設された経営者の組織である。AGS は、企業の更生や法定清算の場合に、そうした事業主のところの労働者に賃金や解雇予告や手当を支払うことを使命としている。取り決めにより、AGS は、全国賃金保証基金 (Fonds national de garantie des salaires:FNGS) と呼ばれる保証制度の管理を UNEDIC に委ねた。全国 UNEDIC-AGS 委員会は6つの地域委員会に分かれるが、フランス (海外県も含む) 国内の14の地方センターと連携している。徴収と支給の手続きに関して、UNEDIC は AGS に技術的援助—特に経理面、法律面、統計面で—を与える。ASSEDIC や GARP は、拠出金 (もっぱら事業主の拠出で、労働者は拠出しない) の徴収や賃金保証制度の地方機関である AGS 管理・研究センターの求めにより、裁判を担当する。AGS は企業が支払う拠出割合を決める。事業主だけが、賃金の0.25%の拠出金を支払う義務がある。1997年において、AGS が貸し付けた金額は90億フランに達し、回収した額は38億に達した。AGS の介入により、1年にほぼ40万人

の労働者に利益がもたらされた。

## 結 語

従来の単一逡減給付も、失業期間が長引くに連れて段階的に給付額を引き下げることで失業者に就職を促す効果を狙っていたことは間違いないが、それが必ずしも失業者の再就職促進に十分な効果を上げているとは考えられていなかったということもあったのだろう。2001年から始まった失業保険制度では、雇用復帰援助が重視され、失業補償と求職活動と職業養成の連動が図られ、給付額の段階的逡減は廃止されたが、失業給付の支給は求職活動を行っていることが条件とされるということになった。この失業保険改革は、MEDEFのような経営者団体が主導したが、その背景には、当時の社会党政府の進めた社会保護の分野における *étatisation* に対する経営者側の反発があったといわれ、経営者はまた、失業保険における企業負担の軽減や、雇用における規制緩和を求めていたという事情もあった。<sup>20)</sup> 若年の未就職者や長期失業者を雇用に向わせるには、職業教育や職業訓練はぜひ必要であるし、そのほかにきめ細かな就職指導も必要であるが、フランスでは、そのような取り組みが必ずしも十分ではなかったという反省もあったのだろう。また、働くことにあまり積極的ではなく、失業給付や「福祉」に依存しがちであったり、「悪用」<sup>21)</sup> しがちな失業者に対する対策も問題であることは明らかだった。

このような種々の背景をもって始まった失業保険の新制度であるが、この制度によって、失業者はスムーズに再就職に結びつけられるようになったのだろうか。

「フランスでは、失業手当や RMI 等の給付は権利であるという意識が強く、これらの給付を受けるために就労促進等の社会復帰活動に参加する必要があるという考え方に抵抗感を持つ者もいる。... 雇用復帰援助プランは導入されたものの、これに対する労働組合側の抵抗が強く、効果が十分に上がっていない面がある」<sup>22)</sup> と指摘されるが、職業教育や職業訓練の実施を伴う新失業保険制度が失業の減少に貢献するよりも、失業給付の逡減制廃止や職業教育や職業訓練実施等の費用が失業保険支出を増加させる方が遥かにまさっているようだ。「失業保険の赤字の合計は2004年末には100億ユーロを越えた。2005年初めには、フランス失業保険は最も重大な財政危機に直面し、UNEDIC は破産の瀬戸際にある」<sup>23)</sup> といわれた。

また、2004年4月15日には、2002年12月に社会パートナー（CGT と FO を除く）によって決定された失業補償期間の引き下げに反対する全国抗議行動が、失業者4団体によって組織された。この年の1月には、この決定により26万5千人が自分の手当を失っていた。そのうちの2千人が、自分たちは「契約破棄」の犠牲者であるとして、UNEDIC と ASSEDIC を告訴した。<sup>24)</sup>

失業保険の新制度は従来のフランス失業補償に不足していたものを取り入れたという面があるであろうが、その一方で、「失業補償」という「福祉原則」<sup>25)</sup> の面を持つ仕組みをより「保険原則」に近づけようとするものでもあるだけに、フランス社会にこのまま定着していくのかどうかはまだ不

透明であるように思われる。

#### 注

- 1) Jacques Boutault, *L'assurance chômage en France (Unedic-Assedic)*, PUF, 1999, pp.74-81.
- 2) *Ibid.*, pp.81-87, 94-95.
- 3) *Code du Travail*, Édition 2003, DALLOZ, 2003, pp.2113-2114.
- 4) Claude Lobry, *Droit du travail et Sécurité sociale*, Chiron, 2004, pp.127-128. Alain Delorme, *Guide des prestations sociales 2004*, SECONDE, 2004, pp.131-135.
- 5) PARE については、拙稿「2000年フランス失業保険改革と paritarisme」、『国際地域学研究』第6号、178-179頁参照。また、Delorme, *op. cit.*, pp.136-138.
- 6) 新しい失業保険制度は、職業養成・職業訓練との連携を強めることになった。この点については、林雅彦／高津洋平、「フランスの失業保険制度と職業訓練—Welfare to Work の観点から—」、『海外労働時報』2003年臨時増刊号、No.432を参照。
- 7) 改定前は45ヵ月であった。Delorme, *op. cit.*, p.134.
- 8) ARE は定額部分と可変部分から成る。
- 9) 基準賃金は最近の12ヵ月の賃金の平均に等しい。
- 10) Jean-Jacques Dupeyroux, *Droit de la sécurité sociale*, 14e édition, DALLOZ, 2001, pp.1174-1175. Boutault, *op. cit.*, pp.87-91. 林雅彦／高津洋平、前掲論文、10ページ。
- 11) 2002年において、AUD は、182日毎に逡減し、逡減率は失業者の所属する制度によって異なるものであった。同論文、10ページ。
- 12) Dupeyroux, *op. cit.*, p.1174. Boutault, *op. cit.*, pp.93-94.
- 13) Dupeyroux, *op. cit.*, pp.1222-1223. Boutault, *op. cit.*, pp.96-98.
- 14) *Ibid.*, pp.99-103. Dupeyroux, *op. cit.*, pp.1195-1196.
- 15) 林雅彦／高津洋平、前掲論文、25-26ページ。Boutault, *op. cit.*, pp.103-105.
- 16) MEMENTO PRATIQUE, *Social 2004*, FRANCIS LEFEBVRE, 2004, p.151. Boutault, *op. cit.*, pp.105-106.
- 17) Delorme, *op. cit.*, p.140.
- 18) 林雅彦／高津洋平、前掲論文、31-32ページ。Boutault, *op. cit.*, pp.114-116.
- 19) *Ibid.*, pp.109-111.
- 20) 拙稿、前掲論文参照。
- 21) 岡 伸一、『失業補償制度の国際比較』、学文社、2004年、260-261ページ。
- 22) 厚生労働省編、『世界の厚生労働2003』、TKC 出版、2003、475ページ。
- 23) Le Monde du 9 Janvier 2005.
- 24) Le Monde du 15 Avril 2004.
- 25) 岡 伸一、前掲書、258-259ページ。